

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)
地域名 (地域内農業集落名)	北長谷地区 (北長谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手として地元農業法人と認定農業者が中心となり営農している。田は集積済。畑は、傾斜や変形地が多く、耕作しにくいため、耕作放棄地が発生している。耕作放棄地は、非農地として地目を変更していく必要がある。また、保全管理をするのであれば、土地の所有者が責任をもって管理する必要がある。  
畑の遊休農地は、新規就農者にあっせんしていきたい。そのためには、鳥獣対策が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

田は、集積しているので、このまま耕作をしていく。  
畑について、耕作放棄地は非農地にしていくことが望ましいが、非農地にした農地の周辺の農地への影響が懸念されるため、保全管理の方法等を地域で検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

北長谷を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人を中心に集積・集約化を進め、現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法人を中心に集積・集約化を進め、現状を維持する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
畑を新規就農者へあっせんしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策研究会を結成し、鳥獣の被害対策として、侵入防止柵や檻の設置を行っている。
- ② 農薬、肥料の適正使用。
- ③ GPSを活用して機械操作を行っている。
- ⑤ ぶどう、すもも等を植えていく。
- ⑦ 農地の適切な保全管理。
- ⑧ ライスセンターの適切な管理、使用。